

診療報酬加算に関する院内掲示について

● 診療報酬加算に関する院内掲示について

厚生労働大臣が定めた医療機関の機能や設備、診療体制、安全面やサービス面等の基準で、一部の保険診療報酬の算定要件として定められています。
当院では下記の施設基準に適合し各項目を算定しています。

● 明細書発行体制等加算について

当院では医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には使用した薬剤名や行われた検査名が記載されます。明細書自体は無料ですが、厚生労働省の診療規定に伴い、「明細書発行体制等加算」(1点)」を保険請求させて頂きます。

以上の点をご理解いただいた上で、明細書の発行を希望されない方は、受付へその旨をお申し出ください。

● 医療情報取得加算について

当院は医療情報取得加算の算定医療機関です。

当院では診療情報(受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報)を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

※正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

※医療情報取得加算を以下のとおり算定させて頂きます。

初診時(月1回)及び再診時(3か月に1回): 加算1点(マイナ保険証の有無に関わらず算定)

● コンタクトレンズ検査料について

当院では厚生労働省が定める経験を有した医師が、「コンタクトレンズ検査料1」の施設基準に適合している旨、届出を行い、下記の点数を算定しております。

1. 初診料: 291点
2. 再診料: 75点
3. コンタクトレンズ検査料1: 200点

※厚生労働省が定める疾病の場合、コンタクトレンズ検査料ではなく眼科学的検査料で算定する場合があります。